

スプレー缶・カセットボンベによるごみ収集車の火災が発生しました!!

スプレー缶やカセットボンベなどに残ったガスが原因とみられるごみ収集車の火災が発生しました。車輛火災が発生すると、車輛がつかえなくなり、ごみを回収することができなくなってしまうだけでなく、隣接する家屋や通行人等に重大な被害を及ぼす恐れがあります。火災防止のため、ごみはきちんと分別排出ルールを守って出しましょう。

中身を使い切る

- 缶を振って音がしなくなるまで使い切ってください。
- 残ったガスを確実・安全に抜くために工夫されたキャップが装着されたものもありますので活用してください。
※商品に使用方法が記載されていますので、よくお読みください。



穴を開ける

- 使いきったつもりでも、スプレー缶・カセットボンベの中には、ガスが残っている場合があります。
- 穴あけ器具などを利用し屋外などの風通しがよく火気のない場所で穴を開けてください。



■お問合せ 住民課 ☎22-1701



PCB含有電気機器の期限内処理について

有害なPCBを含む電気機器(変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など)は処理期限が定められています(高濃度PCB:平成33年3月末まで、低濃度PCB:平成39年3月末まで)。事業所内のPCB含有電気機器等の有無を再点検の上、期限内の処理をお願いいたします。

■お問合せ 和歌山県循環型社会推進課 ☎073-441-2692

和歌山県 PCB

検索

教育に関する事務の点検および評価報告書を作成

教育委員会では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、事務の管理や執行の状況について、町評価委員による点検と評価を行い、報告書を作成しました。

今後も効果的な教育行政を推進するため、毎年度報告書を作成し公表していきます。なお、この報告書は、教育委員会ホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス: <http://www.hidakagawa-ed.jp/>

■お問合せ 教育委員会 教育課 ☎22-8816

「相続登記・遺言・成年後見制度に関する講演会・無料相談会」のご案内

土地や建物の相続登記はお済みですか?

相続が発生した時に、土地や建物の不動産の名義変更(相続登記)を行わないと、将来、相続人が増えてしまい手間と費用がかさんだり、不動産を売却しようとしても、すぐ売ることができない場合があります。また、遺言を残しておかないと相続人間でトラブルが発生したり、さらに、認知症などで判断能力が不十分なときは遺産分割の協議を自分でするのが難しい場合があります。

今回、和歌山地方法務局御坊支局では、和歌山県司法書士会御坊支部および御坊公証役場と連携し、当日**先着100名様限定**で無料講演会を開催します。相続登記がお済みでない方、遺言や成年後見制度の利用をお考えの方は、この機会をぜひご利用ください。

- 日 程: 2月4日(日) 13:00~16:00(開場:12:30)
- 場 所: 御坊市福祉センター 4階大会議室 (市役所敷地内)
- 内 容: (1)無料講演会(約2時間) 相続登記、成年後見制度、遺言、法定相続情報証明制度
(2)無料相談会(講演会終了後、当日若干名)
- 主 催: 法務局御坊支局・司法書士会御坊支部・御坊公証役場
- 後 援: 日高川町ほか1市4町

■お問合せ 和歌山地方法務局御坊支局 ☎22-0335

~新成人のみなさまへ~

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。20歳になったら忘れず国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの?

住民課、各支所地域振興課および出張所、または年金事務所で直接お手続きください。

毎月の保険料はいくら?

国民年金保険料(月額)は**月額16,490円(平成29年度)**です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

納付方法は?

納付書と口座振替があり、口座振替は窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引き落とされる翌月末振替とその月の月末に引き落とされる当月末振替(早割)があり、早割は月額50円が割引されます。口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べてさらに割引率が高くなります。

詳しくは、田辺年金事務所(☎0739-24-0432)にお問い合わせください。

払うのが困難なときはどうすればいいの?

保険料の納付が猶予される制度があります。

○50歳未満^(※)の方は、「納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

○学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。なお、申請する際には、学生証など学生であることの証明が必要です。申請書は、住民課、各支所地域振興課および出張所、年金事務所のほか、日本年金機構のホームページからお取り寄せできます。

※納付猶予等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申出によりあとから納めること(追納)ができます。(※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて加算額が上乗せされます。)保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、納付猶予や学生納付特例の申請をしてください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

平成30年度 保育所入所案内

4月から保育所へ入所を希望される方の申込受付を行います。

募集対象児童

- 町内に住所を有し、家庭内において日々の保育に欠ける次の児童
- ・3歳児(平成26年4月2日~平成27年4月1日の間に生まれた児童)
 - ・4歳児(平成25年4月2日~平成26年4月1日の間に生まれた児童)
 - ・5歳児(平成24年4月2日~平成25年4月1日の間に生まれた児童)

受付期間

1月10日(水)~1月26日(金)まで

提出書類

入所申込書のほか、父母の就労証明書、入所児童調査票などが必要です。
※入所申込書等は、住民課・各支所地域振興課にございます。



■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321